

令和3年10月8日

就労移行支援事業所
就労継続支援（A型、B型）事業所
管理者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

就労移行支援事業及び就労継続支援事業における在宅での
サービス利用に関する再周知および留意点について

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、令和3年8月18日に「令和3年10月1日以降の就労移行支援事業、就労継続支援事業（以下、「就労系サービス」とする）の在宅支援における本市の取扱いについて」（以下、「令和3年8月18日付市通知」とする）をウェルネットなごやに掲載し、9月13日付で本市が把握する県内の就労系サービス事業所あてに郵送で周知しているところです。今後、適切なサービス提供・請求を実施していただくためにも今回、改めて周知および留意いただきたい点についてご案内しますので、以下の内容をご確認の上、適切な申請を経た上で、サービス提供・請求を実施いただきますようお願い致します。

記

1 在宅でのサービス提供の申請について

令和3年8月18日付市通知をご確認の上、区役所・支所にて適切な手続きをお願いします。なお、本市の障害福祉サービス受給者証をお持ちの対象者において、適切な申請を経ずに在宅でのサービス提供・請求を実施したことが判明した場合は、報酬の返還対象となりますので、あらかじめご承知おきください。

2 在宅での適切なサービス提供について

令和3年8月18日付市通知にも記載しておりますが、在宅での就労系サービスの提供において、以下のような不適切な事例が散見されますので、適切なサービス提供に留意いただきますようお願いいたします。なお、適切なサービス提供が行われていないと判断される場合は、報酬の返還の対象となりますので、あらかじめご承知おきください。

【不適切な支援の事例】

事例 1 国の通知に基づく支援体制を確保できず、適切な支援が行われていない。

厚生労働省通知の障発 0330 第 2 号令和 3 年 3 月 30 日「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」にて、在宅支援のサービス提供体制について示されておりますので、必ず、通知に基づいた提供体制を整えた上で、サービス提供を実施し、適切な記録を残してください。

事例 2 他のサービス（居宅介護等）の提供時間中に、在宅でのサービス提供を重複して実施している

同一時間帯に 2 つ以上のサービスの提供を行うことはできません。特に訪問系サービスと就労系サービスをともに利用している対象者の方においては相談支援事業所と情報共有する等、各関係機関との連絡調整や利用者への説明を行ってください。

3 請求時における留意点について（実績記録票の記入）

在宅でのサービス提供を実施した日については、請求データを作成する際に以下の点についてご留意ください。

- ・サービス利用時間は、計画時間ではなく実際の提供時間を入力してください。
- ・実績記録表の備考欄に「在宅支援」と入力し、在宅でサービス提供を実施したことがわかるようにしてください。

4 参考資料

- ・本市通知の 03 健福支第 393 号令和 3 年 8 月 18 日「令和 3 年 10 月 1 日以降の就労移行支援事業、就労継続支援事業の在宅支援における本市の取扱いについて」
- ・厚生労働省通知の障発 0330 第 2 号令和 3 年 3 月 30 日「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」

問い合わせ先
(認定支払係)
TEL 052-972-2639